

炊法

〔出雲風土記〕意字郡飯梨郷郡家東南卅二里大國魂命天降坐時當此處而御膳食給故云飯成三年

飯
梨

〔新撰字鏡〕火之善反、上、炊也。同金、鑿五到反、熟也。

〔飯〕伊比加志久、同金、鑿五到反、熟也。

〔平戶又加志久、同金、鑿五到反、熟也。〕

〔倭訓栞〕加編六、かしく、炊をよめり、神代紀に爲飯をいひかしくとよみ、新撰字鏡に燐をいひか

しぐとよみ、鑿をかしくとよめり、今いふ飯をたく事也。

〔飯粥考〕さて飯に強飯あり、編糠あり、強飯は○中上古の常食なり○中万葉集卷二のに家有者筍盛モルヒラ盛飯乎、草枕旅爾之有者、椎之葉爾盛、また五の可麻度柔播火氣布伎多氏受許之伎爾波、久毛能須可伎氏飯炊事毛和須禮提云々、伊勢物語に手づからいひがひとりて、けこのうつはものにもりけるを見て云々、などあるによりて、その餌にて炊たる強飯を筍子○中椀飯とは別に、筍子にもれしに盛て喰しことおもふべし。

〔古事記傳三十二〕加志波と云は、もと一つ樹の名には非ず、何樹にまれ飲食に用る葉を云り、故書紀仁德卷に葉字を書いて、此云箇始婆とあり、然るに又某賀志波と名負たる樹も、古より彼此とあるは、あるが中に常によく用ひたるどもを、然は名けたるなり○註凡て上代には、飲食の具に多く葉を用ひしことにて、○註飯を炊ぐにも、飯に葉を敷もし覆ひもして炊きつるから、炊葉の意にて加志波とは云るなり。

〔日本書紀二十五〕大化二年三月甲子詔曰、○中有使役之民路頭炊飯、於是路頭之家乃謂之曰、何故任情炊飯餘路、強使祓除、復有百姓就他借飯炊飯、其飯觸物而覆、於是飯主乃使祓除、如是等類愚俗所染、今悉除斷勿使復爲○下

〔萬葉集五〕貧窮問答歌一首并短歌